平成２２年（フ）第１６３号
沖縄県那覇市首里石嶺町１丁目76番地７崎原永基方、住民票上の住所沖縄県島尻郡与那原町字上与那原431番地の２
債務者　山田　博和
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４１号
長野県下伊那郡高森町吉田2275番地７　光ハイツ２－１
債務者　鷹野　亜紀
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第９３号
兵庫県揖保郡太子町鵤1294番地４
債務者　竹田　照子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第２５号
山口県大島郡周防大島町大字小松1704番地
債務者　小林　一惠
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第４７６号
神戸市北区藤原台南町４丁目18番６号、従前の住所岡山市中区中島44番地１
債務者　武山　智恵（旧姓笹原）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９８号
神戸市灘区箕岡通３丁目３番25号美野丘ハイツ303、従前の住所神戸市灘区国玉通４丁目３番15号マンション藤本３Ｆ北
債務者　島　　真直
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３７号
神戸市兵庫区新開地４丁目４番５号ル・パレ神戸西館401号
債務者　市岡　和幸
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３８号
神戸市兵庫区新開地４丁目４番５号ル・パレ神戸西館401号
債務者　市岡　知世
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４４号
神戸市須磨区平田町４丁目１番１―405号
債務者　大橋美智代
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４９号
神戸市東灘区魚崎北町２丁目８番１―505号
債務者　樽林　美紀
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５７号
名古屋市西区栄生１丁目24番24号　市営大道荘１棟309号
債務者　澤井　博之
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３０号
名古屋市西区則武新町２丁目２番９号　ハイツセゾン四季302号、申立時の住所名古屋市西区比良２丁目12番地　月縄手コーポ205号
債務者　加藤　繁之
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１５４号
大阪市住吉区万代東２丁目３番16―308号、前住所大阪市阿倍野区相生通２丁目３番５号
債務者　生地　千里
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７０７号
大阪市東住吉区中野４丁目12番29―408号　ハイム山忠
債務者　松谷　伸一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０８６号
大阪府東大阪市近江堂１丁目７番24号　メゾン・ドゥ・長瀬Ⅰ―106号
債務者　岡部ちかこと　岡部　チカ
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２６２号
大阪市東淀川区豊里７丁目８番15号　メゾン雅106号
債務者　柳川和雄こと　文　　和雄
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３１０号
大阪市鶴見区今津中２丁目５番12号
債務者　陣在佐智子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部